

6月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみてはいかがでしょうか。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。
弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。
相談時には、参考となる書類などを持参してください。
なお、市内在住者のみ事前予約が可能です。

期日 ①6月5日(木)・②19日(木)
時間 10：00～12：00
13：00～15：00
会場 市民相談センター
予約 下記期間に電話で受け付け
①5月16日(木)～6月4日(木)
②6月6日(木)～6月18日(木)
☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 6月12日(木)・26日(木)
時間 9：00～11：30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～17：00
☎ライフサポートセンターしずおか
しだはい事務所 ☎054(646)6055

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：15～16：00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230086

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会へ相談者による事前予約が必要です。

期日 6月19日(木)
時間 13：30～15：30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547376575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 6月5日(木)・19日(木)
時間 10：00～12：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

介護相談

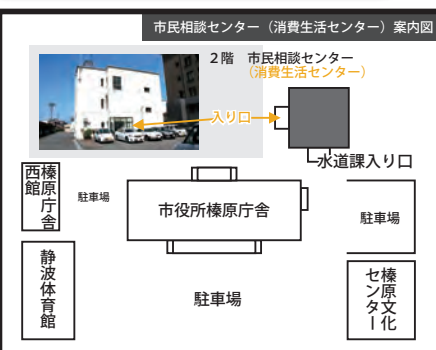
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
＊祝日を除く。
時間 9：00～17：00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。

期日 6月21日(金)
時間 13：30～16：00
会場 さざんか
☎地域包括支援センターオリーブ ☎28822



＊職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

6月の相談



静岡牧之原茶マスケット
チャーフィン

水環境の保全のために合併槽への転換を

川が汚れる大きな原因は、生活排水です。

単独槽ではトイレの排水しか浄化できず、風呂や洗濯などの生活排水は、全て川に直接流出しています。一方、

単独槽と合併槽の違い

浄化槽には、単独処理浄化槽(単独槽)と合併処理浄化槽(合併槽)があります。単独槽はトイレからの排水のみを浄化しますが、合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化することができ、単独槽の8倍の浄化能力があります。現在、単独槽を新たに設置することは法律により禁止されています。

浄化槽と生活排水

人が生活する中で、トイレや風呂、炊事、洗濯など、さまざまな理由で生活排水が発生します。その量は1人当たり1日200リットル(浴槽1杯分)とも言われています。これだけ多くの汚れた水を何も処理せずにそのまま川などに流してしまうと、自然環境にさまざまな悪影響を与えてしまうため、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置が浄化槽です。

合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化するため、水の汚れは単独槽の8分の1程度に減らすことができ、より水環境を守ることにも適しています。

補助金制度を活用してください

合併槽への転換を推進するため、くみ取り便槽、または単独槽から合併槽に設置替える場合は、新増築などでの合併槽の設置より上乗せした補助金額を交付しています。

また、くみ取り便槽または単独槽からの転換については、「既存の汲み取り便槽または単独槽の撤去に係る工事費」と「新たに排水管等を敷設するための宅内配管工事費」に対しても、補助金を交付しています。くみ取り便槽や単独槽をお使いの皆さんは、この機会に、合併槽への転換をご検討ください。



浄化槽の設置工事

浄化槽設置事業補助金

■申請の時期：浄化槽の設置工事前 ■完了届の提出期限：申請した年度内(3月末)

■補助内容

①設置工事費に対する補助

	新増築に伴う合併槽設置の場合	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合(新増築は除く)
5人槽	19万9,000円	33万2,000円
7人槽	24万8,000円	41万4,000円
10人槽	32万8,000円	54万8,000円

＊世帯の一部が同一敷地内または別の場所に新増築する場合を除き、合併槽から合併槽への転換は補助対象外です。

②合併槽設置に伴い補助対象となる工事

補助対象となる工事	補助額(上限)	備考
既存のくみ取り便槽または単独槽撤去	9万円	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合のみ
宅内配管工事	30万円	

＊上限額のため、実際の工事費によっては、上記金額以下の支給となります。
＊補助額には予算に限りがあるため、手続きに関することなどは、環境課へご確認ください。

浄化槽は水環境を守っています

問い合わせ 環境課 西尾 亘 ☎(53)2609